



豊見城市告示第 47-4 号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

豊見城市長 徳元 次人



指定代理納付者の名称	住 所	納入させる歳入	指定期間
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号	ふるさと納税 寄附金	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社 DG フィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番地 7 号 デジタルゲートビル 10 階		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山 5 丁目 1-22		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社りゅうぎんディー シー	沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 7 番地 1 号		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
SB ペイメントサービス株式 会社	東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシテ ィ竹芝オフィスタワー		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
東急株式会社	東京都渋谷区南平台町 5- 6		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 22- 14 N.E.S. ビル N 棟 2 階		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏 田西 1-3-20		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで